

# 児童手当現況届をご提出ください

このお知らせは、令和8年5月中旬時点で児童手当を受給しており、現況届の提出が必要な方に送付しています。

現況届は、児童手当を受給している方が、引き続き手当を受け取る資格を満たしているかどうかを、

令和8年6月1日時点で確認するためのものです。

**ご提出いただけないと、令和8年6月分以降の手当が受給できなくなります。**

受付期間内にご提出をお願いします。

**このお知らせが届いた方は、現況届の提出が必要となります。**

## 1 現況届のご提出について

提出書類	必ず提出するもの	児童手当現況届
	場合によって提出するもの	現況届下部の「⑩ 添付書類」に記載がある書類 ※原本の提出が必要です。
提出方法	同封の返信用封筒（オレンジ色）でご返送ください。 ※切手の貼り忘れにご注意ください。	
受付期間	<b>令和8年6月1日（月）～6月30日（火）</b>	
	※上記の期間を過ぎた場合でも現況届をご提出ください。 ※ご提出の時期によってはお支払いが遅くなる場合がありますのでご注意ください。	

- ・6月1日以降に区外へ転出する予定の方も、必ず提出してください。
- ・上記の受付期間内にご提出され、不備のない方には、8月下旬頃に「児童手当 認定通知書」を順次お送りする予定です。

## 2 よくあるお問い合わせ

Q1	現況届の提出は必要ですか。
A1	このお知らせが届いた方は、現況届の提出が必要です。 現況届の提出が必要な方は、以下のとおりです。 ①江戸川区外に児童等の住民票がある方 ②多子加算のカウント対象となる18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子のうち、学生以外の子がいる方 ③離婚協議中で配偶者と別居されている方 ④配偶者からの暴力等により住民票の住所地と実際の居住地が異なる方 ⑤支給要件児童の戸籍や住民票がない方 ⑥法人である未成年後見人 ⑦施設等の受給者の方 ⑧その他提出の案内があった方
Q2	現況届を提出しないと、どうなりますか。
A2	6月分以降の手当の支払いが差し止められます。 また、現況届の提出がないまま2年間が経過すると、時効により児童手当の受給資格が消滅します。
Q3	現況届の提出が、6月30日に間に合いません。
A3	受付期間が過ぎた場合でも、必ず提出してください。 受付期間が過ぎた場合、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる可能性があります。 なるべくお早めにご提出ください。
Q4	受給者氏名欄（現況届の太枠内③）に氏名が印字されていません。
A4	受給者氏名欄には、「消せないボールペン」で自署してください。 自署がない現況届または鉛筆や消せるボールペンで記載されている現況届は、再度提出を求める場合があります。
Q5	現況届の提出が6月12日を過ぎると、6月12日振込予定の手当は支払われないのですか。
A5	現況届の提出が6月12日を過ぎても、6月12日振込予定の手当は支払われます。 なお、6月12日に支払われるのは、令和7年度の児童手当である令和8年5月分までの手当です。

### 3 手当の支給について

#### ◆ 支給月額

(※) 第何子目かを数える際には、高校生年代までの児童と、児童手当の受給者が経済的な負担等をしている 18 歳年度末経過後 22 歳年度末までの子（児童の兄弟等）の合計人数を数えます。支給額を算定するため、現況届の児童及び児童の兄弟等の欄に算定対象として記載されています。

児童の年齢	支給額	
	第 1 子・第 2 子	第 3 子以降
3 歳未満	15,000 円	30,000 円
3 歳から高校生年代まで	10,000 円	30,000 円

#### ◆ 手当の支給予定日（令和 8 年 6 月以降について）

児童手当は、支給月（偶数月）の 12 日頃に前月分までを口座へ振り込みます。  
支給予定日が休日・祝日の場合は、前営業日に振込みます。

- ① 令和 8 年 6 月 12 日頃〔令和 8 年 4 月分・令和 8 年 5 月分〕
- ② 令和 8 年 8 月 12 日頃〔令和 8 年 6 月分・令和 8 年 7 月分〕
- ③ 令和 8 年 10 月 9 日頃〔令和 8 年 8 月分・令和 8 年 9 月分〕
- ④ 令和 8 年 12 月 11 日頃〔令和 8 年 10 月分・令和 8 年 11 月分〕
- ⑤ 令和 9 年 2 月 12 日頃〔令和 8 年 12 月分・令和 9 年 1 月分〕
- ⑥ 令和 9 年 4 月 12 日頃〔令和 9 年 2 月分・令和 9 年 3 月分〕

※「令和 8 年度現況届」を不備なくご提出いただければ、令和 8 年 6 月分以降の手当を受給できます。

### 4 各種変更手続きについて

以下のような変更事由がある場合には、現況届とは別に手続きが必要になります。

事由	必要な書類
●養育する児童が増えた	「児童手当認定（額改定）請求書」 (区 HP から様式をダウンロードして、郵送することができます)
●手当の振込口座を変更したい (配偶者や児童の名義には変更できません)	「児童手当 口座変更届」 (区 HP から様式をダウンロードして、郵送することができます)
●3 歳未満の児童がいる方のうち、受給者の加入する保険証を変更した（受給者が公務員になったときを含む）	「児童手当 変更届」
●別居している配偶者や子の状況に変更が生じた（引っ越した・出国した・離婚や離婚調停をしているなど）	お手続きが必要になる場合があります。 児童家庭課手当助成係までご連絡ください。
●多子加算のカウント対象となっている経済的な負担等をしている 18 歳年度末経過後 22 歳年度末までの子の状況に変更が生じた	「監護相当・生計費の負担についての確認書」 (区 HP から様式をダウンロードして、郵送することができます)
●新たに 18 歳年度末経過後 22 歳年度末までの子に対して、経済的な負担等をするようになった場合（多子加算カウント対象が 3 人以上になる場合のみ）	「児童手当認定（額改定）請求書」 + 「監護相当・生計費の負担についての確認書」 (区 HP から様式をダウンロードして、郵送することができます)

### 5 お問い合わせ先

現況届については  
区ホームページを  
ご確認ください。

※通信料がかかる場合があります。



◀児童手当の更新手続き(現況届)  
(区ホームページ)

江戸川区 子ども家庭部  
児童家庭課 手当助成係  
TEL 03-5662-0082 (直通)  
平日 8:30 ~ 17:00